

4 板総総第 1 5 8 号  
令和 4 年 5 月 2 6 日

板橋区議会議長

坂 本 あずまお 様

板橋区長 坂 本 健  
(公印省略)

いじめの重大事態の再調査に係る調査結果の報告について

いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり再調査を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき、報告します。

## いじめの重大事態の再調査に係る調査結果について

## 1 再調査事案

平成 28 年度に、区立小学校第 4 学年児童（以下「当該児童」という。）が、同学年児童とのトラブルにより、長期間の欠席及び転校を余儀なくされたと当該児童の保護者が申し出ている「いじめの重大事態(不登校事案)」について、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 30 条第 2 項の規定により、以下のとおり再調査を行った。

## 2 再調査までの経過

平成29年

6月 教育委員会がいじめの重大事態発生を区長に報告（法第 30 条第 1 項）

7月 いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の開催・諮問、調査開始

平成30年

12月 専門委員会が教育委員会に調査結果を答申

平成31年（令和元年）

1月 当該児童保護者に対して調査結果を情報提供

2月 当該児童保護者より調査報告書を不服とする旨の意見書受領  
教育委員会から区長へ調査結果・意見書を報告

9月 区議会文教児童委員会へ結果報告

令和 2 年

7月 再調査の決定

10月 いじめの重大事態再調査委員（以下「再調査委員」という。）委嘱・諮問

## 3 再調査委員による再調査

## (1) 再調査委員の構成

合計 3 名（弁護士 1 名、医師 1 名、大学講師 1 名）

## (2) 再調査委員によるいじめの重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）の開催

令和 2 年 11 月 21 日から令和 4 年 2 月 16 日までの間、13 回開催

## (3) 再調査方法

ア 教育委員会が行った法第 28 条第 1 項の規定に基づく調査方法及び内容の確認

イ 当該児童保護者からの聞き取り

ウ 学校関係者からの聞き取り

エ 関係資料の請求

※ 当該児童への聞き取りは、当該児童の主治医による意見書で「リスクが高い」との記載があったことや、代理人弁護士より「本調査において聞き取りは難しいと考える」との意見があったことから、断念せざるを得なかった。

#### 4 再調査委員会から板橋区への答申内容（令和4年2月）

##### (1) いじめの該当性について

再調査委員会は、「いじめ」の定義について、専門委員会と同様、法第2条第1項が定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」との定義を採用し、専門委員会が調査した結果と同様、次の2件の事実を「いじめ」に該当するとした。

ア 当該児童と1年生の時から同じクラスで親しい関係にあった児童と一緒にいたところを別児童が、「たまには離れれば」との言葉を発した行為

イ 別児童が鬼ごっこの際、当該児童を追いかけてタッチした行為

（※上記の「別児童」はそれぞれ異なる児童）

なお、再調査により、いじめに該当する行為に及んでしまった者に責任が存すると認定するものではなく、また、えん罪的事案ととらえて非難するものでもないとした。

##### (2) 不登校との関連性

いじめに該当するとした2件について、不登校の原因であると認定することまではできず、直接的な因果関係は認められないとした。

##### (3) 学校における対応

学校における組織的対応が不適切であったこと、教育委員会の調査着手が遅かったことが指摘された。

##### (4) まとめ

再調査委員会では、この事案に至った点を個別の学校関係者に帰責するものではないが、今後の再発防止の観点から、以下の提言がなされた。

ア 学校でのいじめ対策委員会におけるスクールカウンセラーの役割の明確化

イ スクールロイヤー制度の積極的かつ適宜適切な有効活用

ウ 学校における児童及び保護者への支援の充実、相談体制の整備とその周知の徹底

#### 5 教育委員会との調整

答申で示された再調査の内容及び提言を教育委員会と共有し、いじめの防止及び早期発見、早期解決を図っていく。